

三井高業学芸資料(2)

—『高業抄』抄出(下) —

高業抄第二

1 続遊心集抜書井小野小通文(略)

2 香川孟門子の家反古の中

香川孟門子の家反古の中の療治薬方の仮名物あり、そのうちに手負のすくむを治る事

—小麦原麥麩カラキテ前後アフレバクツログモノナリ

一山鳥來ガノヒキヲ手負之米座敷敷方カの上にサシテ置也、自然テキホウ

ヨリ疵イヤスマヂキタメニ座敷ニ羽ヲ置事有、タトエ置タリ

トモ右之引尾ニて不苦也

一コハツソウ手負ノ居ル座敷之角ニ少ヅ、ヒネリカクルなどいふ事書のせたり、予が旧宅にいつの頃よりにや座敷の柱の上に諸社の符札を集かけをく板ありて、それに山鳥の尾そへあ

と書たり、いとふるくよからぬ手して書たるもの也、しる人に尋ねべし

* 3

きれいいすきはくるしからず、きたないぎらひを止べしきれいいすきはくるしからず、きたないぎらひを止べし

賀藤六郎右衛門尉殿

棟骨抄不残極位意ガ令相伝候、努々雖不可伝余仁、唯色々御執心之故家之秘術日本では浅野壱岐守ナラデハ相伝不申候、胴籠安栄湯神草湯書渡也、今迄は日本國中ニ二人ナラデハ免不申候間能々可申晴口伝者也、舞紙之上ハ無疑者也、仍如件
寛永六年十一月廿日 吉益掃部大夫豊秀 在判

熊木次大夫重次

中島七郎左衛門尉

西冬日南至下啓迪庵真瀬玄朔判など書たる処もあり、又終に右此

人の世話をせうとはおもふべからず、人のせわにならぬやうにと

おもふべし、衣食住金銀の事のみにあらず、調度一つ茶一つのむにも心まめに及ぶかぎりはみづからすべし、僕を遣ふにも心して召つかふべし

よろづに人の氣をかねばかりて付あふべし、されど愚痴に気がねして心わづらふは人のせわになるにおなじ

4 狂歌二首(略)

5 枝折を詠める和歌抜書(略)

6 八宮御方遊女吉野へ遣はされし御文(略)

7 こなぎの花

万葉拾穂にこなぎは水葱なりとありしを見て、葱は俗にいふねぎなれば、なきねぎなにねの仮字にて相通ならんと愚案したるに、沢歌をくりかへせば、なはしろのこなぎの花をきぬにすりといふ歌なれば、俗のねぎを衣にすりたらば匂ひおかしきものならんとみづから大に笑ひし

* 8 我腹を宗廟社稷と思ふべし

我腹を宗廟社稷と思ふべし、朝夕三度の食より一切先祖に供するとおもひ漁食を喰へばよくすきて漁食といへどもうまく、たまたまくに厚味を喰へば至てうまし、是則宗廟のよくうけ玉ふと心得べし、常に厚味を喰へば味に飽てめしもうまからず、それより色々好みをして何をくふても味なきやうになるは先祖のうけ玉はぬと思ふべし、我身を養ふは先祖を祭るに同じ、仏事作善といへども分に過て結構をするは常に厚味を喰ふに同じ、是則奢のはして財をうしなへば心に思へども思ふほどの供養もならず、終に

は祭を廢するに至る、只祭はたえぬを責ふなれば、口腹を養ふは淡味にて常に先祖のよくうけ玉ふやうに絶えず身を養ふこそ孝道全存すべし

* 9 我は幸に相應の家に産れ

私は幸に相應の家に産れたれども、六才にて母に別れ父のみの養育にて、ことに次男なれば誠に捨育とやらん、ことに甚の病身にて菓子なども多く食ひてとかく食事うまからず、ものにあたりがちなりけるが、十二のとしふと思ふは菓子をくふ故にめしうまからぬならんとみづから心付て、是より菓子一年たちてみばやと二三日たつうちにふとめしのうまきを覚え、いよ／＼甘きものをたちて一年ほどのうちにすきと達者になりたり、それより父に従ひ紀州播州など廻りしに、よく歩みて心おもしろく、十五のとし兄に従ひ江戸にくだりて元服し、兄酒すきなればすゝめられて酒をのみ覚えしより、いよ／＼菓子はきらひといふほどに成りて金達者に成たり、是より年々江戸にくだり、又奥州越後上州などに至り田舎わたりおもしろく、江戸にくだる毎の道も木曾中仙道はもとより甲州路浪合街道北陸道などさまざま／＼往返し、ふじなどにものぼり、とかく遠国偏鄙のことたらぬがおもしろく、奥は南部盛岡まで至り福島辺に暫く逗留せし頃は、十月朔月に江戸をたち日光山など廻りて霜月半にて雪いと深く、福嶋より川俣といふ在へ入りし日は雪三尺もつもれる中を行を楽しみとし、霜月廿七日に江戸に帰り、西は長崎迄至りしは五月十三日京を出て七月十八日に帰り、都で大暑中の艱難の道中なりけらし、越後へは一度迄至

り凡日本國中四十ヶ國計は巡りたり、幼少の比の捨育が結句身の
為となりて、今にさのみ病にて寐ることもなく、近年漸歎痛を覺
えたる迄也、又若き比よりさま／＼あしき事もしつ、酒ものみ遊
女狂ひもし踊にも出て俄などもし、歌舞妓役者にも付あひ淨るり
の作をし、とかく生得下作ものにて侍るが、しかし博奕計はいさ
ゝかも心におもはず、碁将棋さへも心にそます、茶の湯ざらひ
うちはやし鞠揚司など一向に念なし、身を荒くもちたるも一得に
て、風寒にめつたとは犯されず、今日を食にあたりたる事なし、
若き時よりとかく貧乏人の稽古をせんと心がけしが、ことし京中
未曾有の火災一統に困窮なるうち、よい衆は至て難儀の人あり、
こゝに至てはじめて年来の我稽古間にあふたるもおかし、しかし
時ありて此稽古は間にあふたれども、よい衆の茶の湯などに耽り
て常に大名の稽古はいつか間にあふことのあるやらん

* 10

我すく事もさきの人きらふ事はいはぬがよし
我すく事もさきの人のきらふ事はいはぬがよし、是は人界渡世の
つきあひなり、我がきらひの事もさきの人のすぐ事なればとてこ
しらへていふは我性をまげてかれにへつらふといふものなり
或人の曰、喰ふか喰ふまいか、飲ふか飲まいかと思ふものは腹に
相談してすますがよし、必咽に相談すべからず、腹へ入てからよ
からうと思ふ時は食ふがよしといへり、是養生によき手だてなり

三井高業学芸資料

- 11 羅餅仕様（略）
- 12 深草団扇の記

竹田の雁帰る比、野辺の桜の墨染も雪にまがひて散ゆき、賑はし
かりし桃山の桃やう／＼ちりて、その葉のしん／＼としげるほど
よりこそ、此ものやぞろ／＼ぞよめき出で、淀のわたりのまだ夜
ふかきにと詠じわろもきはめてたづさへねべく、藤の森に紫おど
し着たる六兵衛も此かげにこそ武者ぶり涼しく見えたり、橋姫の
おもひにこがるゝほたるもながきえにしあふぎおとされ、少将の
百夜通ひにも竹の下道の藪蚊はうたがひなくはらはれぬべし、渋
をものし侍らばうるさき神の腰のものときらはれ侍るべれど、
すゞしき風のふくの神てふいなりの玉やがでんがくも、この下風
にぞゆきゝの人もまねかれつらめ、御香の宮のはふり子も手ごと
に風を薫らせ、黄葉の坊主さま達も月とこそ指さしめべし、鳥羽
の里の牛つかひ、木わたの里の馬かたも蒼蠅を払ふて古文の辞も
思ひいづべく、徹書記もなき玉ならばとよみし夕鬱は嫋な手まさ
ぐりに我身ながらもと口ずさみし元政法師もあはれとは見られけ
め、供御の瀬の鱗汲み上林の赤手拭も屋の一休には是に社息を入
るゝに、彼優婆塞の宮の姫君撥にて月をまねき給ひし比は売仕舞
ふてなかりしかららず、班女がうらみはざることなれど野辺の秋
風身にしむ比よりぞ空しく闇に捨られて、すみこし里の鶴の声た
へるよりいとゞ深草団のごとくなり行つゝ、むくどりさひ鱗のせ
わやきのみ零ぶればつる秋のあはれはほねにこそしみ侍りぬべし

- 13 道春弟子ト幽軒東見記に
14 世に費といふ事は

世に費といふ事は我一分の金銀を他に遣ひ捨るをつるへと覺へたる人おほし、それも費の中にはあれども左様のせまきことにはあらざるべし、たとはゞ硫黄を付木にしたるは燈または竈を焚の用にして、それは縫一枚の付木にはつかの硫黄の付たる一枚にして用たりぬ、それを三五枚も一度に火をうつし遣ふはもつたないなし、途中或旅などにて闇夜に燈のほしき時、さがし求めて一枚を得ばふたつにわりても遣ひぬべし、その時の貴きこといはんかたなく有難し、この心を常にわするまじきか、その付木は一抱一錢のものにして、五枚十枚つかふともそのあたひは実目にも見えぬほどなれども、地より硫黄を出し人力に付木にものして日々の要たることはおほいなり、それをあたひのひくきものなりとて一枚にてことたるものが多く遣ふは天地造化の功を費し人力の功を費すといふべし、是実の費也、或は五十匁の絹も百匁の絹もおなじものを、百匁出してとゝのへねれば大なる費として戴するものあれども、夫はあたい貴ければ絹色よきかは織糸のくはしきにかて、夫ほどの功はありてそのあたへは又人の手にわたりて天下に融通すれば、つるへといふものにはあらざるべし、一分の損徳を論じて金銀をたくはかるをつるへなしと心得るは甚狹きことにて、上にいへる縫のことの天地に及ぼす事とは心性懸隔せり、彼闇夜に一枚の付木をえたる心をわすれず常の食類米麦はもとより菘一柴蘿蔔一片にても空しく捨ることなかるべし、食物のあまりたるはこまやかに心を用ひて乞食にとらすべし、庭或は大道にうちやりて鳥などの喰へば費にあらずといふ人又あり、鳥類は虫を

くひても命をつなぐべし、人は人の食類にあらざれば命をたもちがたし、四時運行して米々の百穀人力又つとめへて成出せる人間の食類を、空しく鳥類に呪するは是また勿体なし、乞食にもあたへられぬほどならば犬に喰しむべし、犬は又鳥類とかはり人に蓄れて主をしり夜を守る功ありて、食類又人にかはることなければなり、眼前に見えたるつるへはたれとてもするものなし、目に見えぬ瑣細の隙よりこそ費はりぬべし、一箸の飯も十度重なれば一人一度の食なるべし、百姓の耕耘はもとより百工の力をつくし成出る万のかのひとつとして天地の力にあらざることなし、一身一分の小より考て天地造化の大なるをおそれみへて造化人の力を費すことあるべからざるべし、人に召仕はるゝものゝ心得は我一身は主人より給分をもらひてまかせたるものなれば我身我物ならず、元より一椀の飯一片の薪悉主人の物なれば私に遣ひ捨ることなかるべし、一文不智の下女など鉢の値乞食やうのもの多く飯をあたふる報舎を奉謝と心へたるは大なるひがごとなり、主人のものを私に費すは道に於ては賊たるべし、又手代たるもの我より下の下人小者逆も主人の物なれば、是また私用に仕ふは主人の物をかすむることなることなし、今様の手代番頭などいふ物の仕うちを見るに、我智をはげまして世上に働くものと替らるゝを専とする風あり、家内の万端主人の目の及ばぬ処を心を用ふるはよけれど、我はたらきを世上に見せんとのみはかるは主人を愚にするといふべし、尤主人幼稚或は女主なんどならば、主人に替りて万事を取計ふは勿論のことなれども、是も我に威勢のつく様に

なすは主人をなびがしろにする也、権を以て納されば行はれざる所ありともその女主幼君の威を益をやうにして、我々へりくだりて取計ふべき事也、只とにかく我身を捨て主人の為家の為によからんやふにとのみ心をはたらかせるを忠ともいふべし

15 都ひとり案内延宝七年伊丹屋吉左衛門板行

すべてものごとに性急短慮成事を世に一鉄なりといふは、稻葉伊豫人道がことよりいひそめしよし、此入道きわめて強勇にして軍事にもことにすみやかなりければ、これを引ていひしとなり、此事と白石先生の藩翰譜を見えたり

17 天明八戊申四月所司代松平乗元殿被仰出

天明八戊申四月京所司代松平和泉守乘^(マニ)殿被仰出之趣

奢侈は勤めざるに日々に増長し節儉は守らざれば時々懈易し

とは古今の通弊にて、商家驕奢之者貧賤を見る事塵芥の如

く、甚しきは質素の行ひを嘲諷するに至り終に余分も無之身

上にて商家の奢侈を競る心得違有之間敷事ニも無之候、自

然に貧賤の身分も其質素の行ひを忘却いたし、徒に豪富を知

み候勢ひより貧富を隔、新に交り候ものは徒微細の事より増

長するものにて、譬へ天鵝絨を襟にし錦をはな緒に用ゆるの

類、事々物々各心付ざる所無用の費ハ多かるべく候、此度の大

変ハ一統の可為難儀候得共、自今速ニ奢侈を廐し質素を守

べし、相親ミ睦ミ面々の産業をつとめ励べき事ニ候、扱又夫

ニ就てハ株をも持ものなど余分を以遊女体のもの等抱置、或

は常の商売柄ニても右体の客を邀へる輩も可有之哉、是等ハ可恥事之至ニ候、勿論右は面々御法度之筋と相心得、曾以有之間敷事は明白ニ候へ共、当地は諸侯之屋舗も無之、婦人奉公之先可寡、自然之勢且ハ土地前來之風俗と相成候て面々恥辱とも不存、女子年たけ候迄夫をも不相定、徒に遊客等を惑し候事をのミ相学ひ候て、習ひ性に可成義あハれむべき至りニ候、可成丈十五歳以上ハ速ニ婚姻取結び、早く家を持候儀を存じ驕奢逸遊ニ時日を費し候事を可相弁候、京師の風俗ハ余國ニてもうらやミ望候様有之度候へハ各正道を守り恥辱を存すべき事ニ候

18 道元禪師荊疾藥方之詩（略）

19 桑華蒙求中房平徳師のこと（略）

20 岡崎物語といふものに（略）

21 一乘院宮御手道具見拝見記

寛政元年酉四月、於清水寺中南都一條院宮御手道具開帳有之、同

廿六日参る處、山科岱安老に会、別段内々宝物拝見手筋有之よし

に付、同道にて拝見

東照宮御刀 柄頭四歩一本太刀造 柄糸茶色 目貫石持三ツ中

上羽蝶左右瓜の紋（但し信長公より） 緑赤銅七子 鐔真輪撫角すかし

くり形鎖 銓革縫かけ 鎧四歩一かなもの 右御鞘に鉄炮跡數ヶ

所にありて革破れ焦たる所より下の黒塗見ゆる、刀は上州住藤久

とやら、不分明追て可尋

祝枝山大巻物

後醍醐帝宸筆御歌

一座懷紙 手鑑の如し

橘逸勢一軸

始より終迄丹にて手
形文字の上へかけて押あり、跋に：

西行等あり

内親王伊都小字と有、別筆と見へたり

22

多田民部の半宵談に

多田民部南嶺秋流コトの話を書たる半宵談といへるものに

一元服ト云事、礼記ノ註ニモ元ハ首ナリトアリテ初テ頭ヘ物ヲ

着初ル事ナリ、今モ公家ニテハ初テ冠ヲ着ルヲ元服ト云、夫

故近代ハ諸侯ノ前髪ヲ取ラバ前髪取ノ祝義ト云テ元服ト云
ハス、是古来ノ元服ヨリ月代ヲスルノ証ナリ、何サマ月代ノ
字下ヨリ剃アケタル処、月代ノ弓張ニ昇リタルヤウニ剃ナス
故ナリ、撫テ頭ヲサカト云ハ古語ナリ、鶏ノ頭ヲツサカト
云モ鳥ノサカト云事ナリ、又物ヲソル事ヲヤクト云、ヤイ鎌
ヤイ太刀ナトモ刃ノヨキト云事ニハ非ス、其劍ノ切ヲ云、中
臣祓ニハ燒鍊ト書、万葉集ニハ燒太刀トヨミタリ、下ヨリ上
ヘヤキ上ル故、サカヤキト云ナルヘシト云説ハ惡シ、サカヲ
ヤクト云意ナリ、ヤクハ切モ剃モスル事ナリ、サカハ頭ナ
リ、此時ノサカハ額ナルヘシ

とあり、愚按、元は首なりとは、はじめと訓じてはじめて冠服を
着ることにて、頭ばかりのことにはあらざるべし、たゞはじめて
身に叙爵のことあるべき歟、それまでは童形にてさだまれる衣服
なし、あながちに頭のことばかりといふはうがてるにや、又サカ
といふは額のことにて、かの鎌倉の時代ひたいの出たる醜女を坂
額と名つたるも此意にや、サカの訓も聞え侍れどもヤクは切も

剃もすることはないかゞの事にや、何も証文ありやきゝたし

* 23 鳩巣獻可錄に（略）

昔の人の貧乏と今の人のいふ貧乏とは違ふべし、「恐ある譬なれども、

仁徳帝御衣破れども召かへずして三年貢をゆるされしにて國豊か
に成りしこと、今によれば聞えがたし、今はゞ、天子の御衣三
年も召かへなくば、今の御用調進する者下々の職人迄も、商なし
とて困窮すべし、こゝをよく弁ふべきことか、上一人あるにまか
せて聊も華美のことなきをもて下へしめすといふにて、國ゆたか
にもとるべし、ことし寛政元酉年、世俗の落首に」

白川の清きながれに魚やせてにごる田沼のむかし恋しき
と聞ゆるは、これらのふかき味をしらで、一人の身の上の是迄に
誤れるをしらで、当時の窮せる身よりいひ出たる雑談にして、か
りにも三十一もじづらぬるものゝ口のはにもいひ出まじきことな
るべし、こゝらもて思ふに」

今之貧乏は世上の人まへをむかしにかはらずつくろひて、内に窮
せる也、昔のはありとあるもの皆一日のかてに遭ひて扱窮せるに
て、一日の食はとぼしけれど一錢も人に損はかけず清貧也、今のは
身には相応に着、口には飢ずして、人には多くかり金して利子
さへいださずながら心にのみ困窮せるにて、昔と今の貧乏は違ふ
と思はる

貧乏は火のやうなるもの也、恐しきものにて、是をかくしつゝ
てをけば外に見えずといへども、段々焼ひろどりて終には家をや

き身を損す、はじめより外に出し置は火としりて近づく者もなく、踏けし或は水もでしめず也、我は貧乏人なりと外に見せをけば過分の取替する人もなく、無心いふ人は勿論なし、すべてかくし包むは心のせまきことて、おのれを欺き人をも欺く下愚の者のわざにて識者の見ん廻いと恥かし

- 25 契沖雜記に（略）
26 王生大念佛の鐫口銘写（略）

高業抄三

1 梅井一室翁話に

梅井一室翁話に、壬二抄は尋常にはジンニ一抄といふ、されどミネ抄といふがよきよし烏丸ト山君の仰られしよし
月清集の題号何ゆへといふことしれず、しかるに後京極（原ノマニ）時のつくり名を秋篠の月清といひしかば、それをすぐに名づけたりとか

* 2

若き時遊びに出たひとと思ひ

若き時遊びに出たひとと思ひ／＼さま／＼して一夜を千代と楽しむにも、あかぬ枕のきぬ／＼七ツむかひにをき番の仲居がどういたしましやうの声は鳥がねよりもつらく、われどもないと内の首

尾とゆふべの算用を案じるとねぶたいとのうさつらさにたどり様でやれ嬉しやと思ふこともある歟もしらず
○この段*印以下が「つら／＼反古」にある。

3 栄花物語に（略）

- 4 相撲の事の御尋につき吉田善左衛門答書并横綱免許状

所にぐず／＼と入りて足ふみのばしたる所の嬉しさ、はじめて樂

写

しみをしるなるべし、或は芝居見たいと心がけてやう／＼棧敷とりて十人でせまき棧敷は五人でもせまく三人でもせまし、狂言の通になれば精の尽る所、幕の間の退屈たんじ、末になり大体一日の山も見へる比、立まい／＼の声聞捨に、茶やでうちんかける釘尋ねる比から脇さしもさぐり置、扇たばこ入きせると手はしかに脇さしも取違へぬ様そ／＼に、日も晚景に及べばとの口上まちかね、立さはぐ見物急には出られまい、静に／＼といひながら長くもゐられず、さしながら扇子尋ねたりはきものゝ間違暫らく見合ても、跡から出る人多く押合へし合、評判／＼の声かしましく、木戸口をすつと出て川風に一ふきふかれたる心もちは、やれ嬉しやと思ふ心は誰とてもかはるまじ、その位なら芝居見にゆかぬがよさうなものなれども、帰ると又見に行たふなるは世の人情なり、此世へ生れ出でゝも一生は面白い事はすくなく、なんぎな事かなしい事だけの苦の世界なれども死たいと思ふものゝなきは、是ほどきう屈な芝居もまた跡に何ぞ面白い事が有うかと思ふ心で中途に出がたきがごとし、一日なりとも生たいと思ひ／＼、年がよりていよ／＼死ともなさがますとても、一生の果太鼓にはせんかたなし、是も思ひの外死で見た所が押合した芝居の木戸出た

寛政元己酉年十一月、相撲之事、寺社奉行牧野備前守殿御尋ニ付、細川越中守殿御家来吉田善左衛門御答

相撲之事、牧野備前様此度御尋ニ付書上之由

一相撲之起りハ天照大神之從御時初り、朝廷ニ垂仁天皇之御宇

相撲之節会行れ申候得共、未其作法不正、争之端而已罷成、勝負之裁断難定、聖武天皇神龜年中奈良之都ニおいて近江國志賀之清林と申候者を召、御行事ニ被定てより相撲之式委敷相備り、子孫相続之處、多年之兵乱打続、節会被行不申候、志賀家も自然と断絶仕候

一後鳥羽院文治年中、再相撲之節会可被行之處、志賀家断絶之上、御行事可相動者無之、普く御尋御座候処、私先祖吉田豊前守家次と申者越前國ニ罷在候、志賀之故実伝來仕候旨達収聞、

被敍五位賜追風と名、朝廷御相撲之司行事之家と可被定旨蒙勅命、此時召合ニ用候木劍獅子王の御団扇を賜、代々相撲節会之御式相動申候、又候承久之兵乱発り節会も中絶仕候

一正親町院永禄年中、相撲節会被行候節、十三代追風罷出、如旧

例相動申候

一元龜年中、二条闕白清良公より日本相撲之作法「一流無之との御事ニテ、一味清風申、御団扇并烏帽子狩衣袴唐衣四幅之袴被下置、其後信長公秀吉公權現様御代ニモ度々御相撲之式相動申候

一十四代目追風、朝廷御相撲之式相切り申候、元和五年四月十七日於紀州和歌山東照宮御祭礼御相撲之式、依御頼御祭礼奉行朝

比奈惣左衛門殿と諸事申合相動申候、依之御刀一腰拝領仕候

一十五代目追風ニ至り朝廷御相撲節会も自然と御中絶ニ成行申候
二条様御家ニハ相撲ニ付御懇之筋目御座候間、他へ罷出申度段奉相願候処、願之通相叶候ニ付、万治元年より当家へ罷出相動申候

一元禄年中、常憲院様牧野備後守様へ被為成、相撲御上覽之節、彼方様御家來鈴木棍右衛門と申仁入門之御頼在之、將軍家上覽之式一通り相伝、品々拝領物仕候

一元祖より私迄都合十九代、前文之通禁裏其外之御方様より拝領之品今以持伝、相撲之故実伝受仕来り候

一當時諸国之行司并力士共え之免許、私家より代々差出し来り候右之通御座候、以上

細川越中守家來

吉田善左衛門

〔朱書〕 寛政元己酉十一月
〔右ハ寺社奉行中へ差出候書面写し也〕

谷風え之許伝受写

免許

一横綱之事

右は谷風梶之助因相撲之位依て令受典畢、已來方屋入之節迄相用可申候、仍如件

年月日

本朝相撲之司御行司十九代

吉田 追風判朱印

右の書谷風へ差遣候由、本書字達并私違惡筆等にて能御考覧

可被下候、殊の外世話數相認申候、小野川之免状等未相見不申候、已上

伴 七

(國外朱書)
彦内様
証狀

當時久留米侯御家來

摶州大坂住人

小野川喜三郎

此度相撲力士故実門弟ニ指加候、証状仍如件

本朝相撲司御行司十九代

年号月日

吉田追風」

参考太平記に(略)

梁田蛻巖先生手紙

栗柯亭所藏由縁翁画像證明石梁田蛻巖先生手紙之写

廿日之御来簡導致拝見候、如諭久々以書信不申通疎忽之至ニ御

座候、愈御安健之由珍重之御事奉存候、拙老も不相變罷在候、

先達て紙屋源右衛門方を以被仰聞候柳翁像贊之義相心得候旨申

候ニ付、春卜氏写真之挂軸箱入被遣、乍拙陋一首仕認メ進候、

折節印色凍候て朱彩薄く如何ニ存候得共、其儘ニ仕進候、かす

ミたるも却て殊勝ニ見ヘ可申哉と被存候、絶句一首之義は柳と

申より作り立候、東坡先生之友ニ仏印和尚字ハ參寥或ル日諸友

と同ク妓館ニ遊候處、東坡一名妓に命シ和尚ニ詩ヲ乞シム、仏

印即扇ニ題シテ贈ル、其三四ノ句

禪心已乍ニ枯ノ泥釀ニ逐ノ春風、隨意狂一

此狂ノ字ヲ用ヒ詩ノ意ヲ翻案して狂歌之態とす、柳翁百年生涯之中狂ひ尽されし春風の色、今も猶柳門の中ニ留メ置と也、末句ハ貴衲其伝ヲ得られしと申意ヲ含ミ候心事它日又可得御意候、不悉

十月廿八日

梁田才右衛門(花押)

十日
善超師座下

8 挿衣に(略)

雁金文七一家并三勝半七墓碑

元禄十五壬午八月廿六日雁金文七

法受院順亮日隨

元禄十六年正月九日文七女房つた

雲含妙意信女

元禄十二己卯五月十五日文七父

法蓮院宗玄日空

享永四年丁亥正月二日文七母

法空院妙忍日行

薩達磨円志

こくる千右衛門墓

千日ニアリ

元禄八年乙亥十二月七日

嵐空日照信士あかねや半七和州五条新町

月空妙霜信女みのや三勝大坂長町四丁目

二ほさつの台ならふ袖の雪

死かほのなをうつくしやけさの霜

岩井半四郎

建之

救飢散

大坂施印

一 黒豆一升 黒皮ともに
細末すべし 一 薑以仁百六十目右二品平鍋ニてこ
げぬやうにいりて細末して用ゆ、いりすぎてハ脾をかはかして
功能よろしからず

服用之次第

一 初て用ゆる人ハ右御薬懸目三十匁を一日二十度二分でさゆにて
用ゆれハ三日の間腹のへることなし

一二袋目用ゆる人ハ御薬三十匁にて四五日も腹のへることなし

一三袋目用ゆる人ハ御薬三十匁にて六日七日も腹のへることなし

右之通次第に日を延し用ゆれハ後ニハ十日めに用ひてうゆること

なし、但し重荷を持或ハ荒働する人ニハ其功少かるべし、老人又

ハ居職格別力のいらぬ人ニ用て大きに功能ある事神妙なり

今年米至て高直ニ付諸方難儀の人多有之候ニ付、此度右之薬

法書相弘候間、各御身元宜御方被仰合、御調薬被成難波之人

ハ御施薬偏奉希候、已上

未五月

○この段原本朱書き

10 神代巻藻塩草吟味覚（略）

11 常陸國船玉村龍藏院の古代奇物（略）

12 今城周左衛門殿説

寛政三年亥七月二日入来雜話の中、今城周左衛門殿説、定家一人
丸秘抄誰も唯何のことともしらず、ににんくはんひせうと申ハ、

実ハ二でとまる抄といふことにて、一に何抄、二に人丸抄、三に
何と、数々三十あり、その名なるよし
横笛漢音クワウチキ、吳音ワウチャク此吳音あまり聞よからぬ故に
本朝にはわざとようじやうといふよし、平家物語仲国所にある
か、腰よりようしやうとり出し
〔朱書〕
「清経の謡曲にあり」〔後筆書入〕
「再考、和名鈔平調曲ニ勇勝ト力
ナツケ有」

古今余材抄ふじの山に煙たゞの解（略）
13
14 いさよひの記に（略）
15 さよのねさめに云（略）
16 国名の枕詞（略）
17 中務内侍日記抄（略）
18 宮城野の萩（略）
19 藤原長親の七百番歌合序に（略）
20 宗久都のつとに

上略宮城の木の下露もまことにかさもとりあへぬばとなり、花
の色の錦をしけると見ゆ、中にももとあらの里といふ所に色など
もほかにはことなるはぎありしを一枝おりて

宮城野の萩の名にたつもとあらのさとハいつよりあれはしめけ
むと思ひづけ侍し、此所ハ昔は人住けるを今ハさらならら中ふ
になりて、草堂二字より外ハみゑず、このはなをもいにしへハち
るをや人のおしみけんと哀に思ひやられ侍りき、そも／＼もとあ
らの萩とは春ゆきのこしたる去年のふる枝にさきたるをいふなり

- ときゝをき侍る、夫を木はぎとも申なり、これハ枝さしなどもな
べての萩よりもこへゝしくあはらなるにや、もとあらの桜など
も続て侍れバと思ひ及びしに、いまきゝ侍れバもし此さとの名に
よりもや読けんと、はじめて思ひあはせられ侍り下略
- 愚案、これらくはしく所に至りて尋たきこと也
- 21 詩法五俗
- 藤原長親
- 七百番歌合序、
- 滄浪の詩法に五俗をのぞくと云事あり、所謂俗体、俗意、
俗句、俗字、俗韻なり
- 長親の仙源抄跋（略）
- 一条禪閣兼良公文安詩歌合序（略）
- 23 兼良公藤川の記に（略）
- 24 同高野參詣記に（略）
- 25 烏丸光広卿あつまの道記（略）
- 26 同春の曇に（略）
- 27 細川玄旨の九州道の記に（略）
- 28 尊朝法親王のから崎の松の記に（略）
- 3 井沢蟠竜子作本朝俚諺に（略）
- 4 貫之石塔
- 長嘯子比叡山詣の記に貫之の墓もそこらとあり、よりて尋ぬる
に、比叡山東谷の中裳立山と云所に貫之石塔ありと、右の辻麓真
葛原と云所和泉式部本地堂ありト、又今東照宮御屋敷と
愚、志賀正コウ寺村に貫之社あり、神号福王子と云、京本園寺中
貫之社福大明神と云相似たり
- 5 寛政四年大仏殿玉物開帳の中、朝鮮国王奉書并進獻目
六の写（略）
- 6 続日本紀人名抄（略）
- 7 延喜式撰津国追年料雜樂（略）
- 8 しつたまき
- 契沖子万葉代匠記第四
- しつたまき数にもあらぬ
此歌の註に、しつたまきはしづのをだまき也、をだまきは麻環と
いふ心にて巻子といふもの也、臍をへそともいへば彼をたまきの
中に穴ありて人のへそに似たれば名つくるなるべしと云々
嘉愚案、へそは経芋にて芋を経たる也、芋をくるをへるとい
へるにてしるべし、人の臍は和名ほぞといへり、穴ありてそ
れに似たる故との説心もとなし、うがちたる歟
- 同卷四下
- 玉の緒をあはをによりて
- 管見抄に、水のあわもむすぶものなればそれによせてあわをによ
- 1 近世騎人伝中山田通庵温泉変方（略）
(村)
- 2 黒川氏聞書鴨地名考（略）
- 高業抄第四

りて結といへるにやとぞ覚え侍るといへり

伊勢物語に、むかし心にもあらでたえたる人のもとにとて今の此歌を

たまのをゝあはをによりてむすべればたえての後もあはんとぞ思ふと引なほしてかけり

拾遺集に

春くれば瀧の白糸いかなれやむすべとも猶あはと見ゆらん、枕草

子に

うす水あはにむすべるひもなればかざす日かけにゆるぶばかりを

此うたあはに結べる紐とよめり、もしみなむすびあげまきなどい

ふたぐひにむすぶやう有名いや、あるものによろひの事をかける

をむかし見侍りしに、何縫かわすれ侍りし、それを淡路結にせよ

とかきて侍るばかりおぼえぬ、それを見し時ふと此あはをの事お

もひ出し、故に今にわすれず侍り用ゆべき事にはあるまじけれど

次に書付侍り云々

9 かくのあわ なほさり はゝくそ

又古言梯に

餅類也、和形如、結果
かくのあわ 加久乃阿和

嘉愚案、此かくのあわいかなるものかしらねど、前のあはをのことも考へあはすべきことか、謡曲の箋にくもでかくなわ

十文字とうたふも此事か

なほさり ナホスリ、直准也、等閑

同

嘉愚案、これは直退にてはなきや
はゝくそ ホクス 今云ほくろ也 黒子
波々久曾

久曾の曾の字も魯にまがへり、これは今云ほくろの方、是にしてはゝくそは謬にや、和字正鑑の紀州伊太祁曾の説も是に同じく曾は魯の謬なるべし、さればはゝくろの語の伝へなるべし

し

10 荘子徐無鬼篇に（略）

11 嬉歌会考（略）

12 西行法師歿年のこと

西行の説
古今著聞集

西行法師そのかみより釈迦如来御入滅の日終らんことをねが

ひてよみ待ける

ねがはくは花のもとにて春しなんそのきさらぎのもちづき
の比

かくよみてつるに建久九年一月十五月に往生とげけり

和漢合運文 虎闘師作
加久乃阿和

建久九戌午年一月十四日西行寂

本朝史云

離俗于保延三年下世、于建久九年凡六十二稔之際云々

扶桑拾葉集系図云

憲清 法名円位又名西行 建久九年一月十五日寂

建久九年春一月西行寂

和漢三才図鑑云

西行建久九年一月十五日寂

今按、此外流布の年代記等にことぐく西行法師の寂を

建久九年といへるは誤れり、円位上人は文治六庚戌年二

月十六日に寂したれば、建久戊午年より九年さきなる

をいかにしてかくあやまりしにやと考ふるに、此文治六

年八月甲子十四日なり、建久と改元ありて、則建久元年なり、

此元年の元の字を九の字と写したがへる書のありけんよ

りかくひろく誤まりしは、かの声にはゆる大のごとし

考証

長秋詠藻五条三位
俊成卿集
云

円位ひしり略其年文治五年にや脱せり、印行本には五年にやの四字

はちのひろかはと云山寺弘河寺号
内國錦部郡
龍池山にてわづらふことある

り略すこしよろしとて、歳のはての比京にのぼりてと申し

ほどに文治二月十六日なんかくれ侍りける、かの上人先年

さくらのうた多くよみけるに

同じくは花のもと——

かくよみたりしをおかしくみたまひしことに、つるに二月十

六日望の日おはりときけること、哀にありがたくおぼへてかきつけける

ねがひをきし花のもとておはりけりはちすのうへもたが

拾遺愚草藤原定家卿
家集

はざらなむ

建久元年十六日西行上人身まかりける、終りみだれざりける

よし聞て三位中将のもとへ

しな

上人先年詠云

ねがはくは花の一

今年十六日望なり

拾玉集慈鎮和尚
云

文治六年二月十六日未時、円位上人入滅、臨終などまことに

めでたく、存生にふるまひおもはれたりしに更にたがはず、

世のすゑにありがたきよしなん申わびける

又云、ねがはくは花のもとにてわれしなん——とよみをきてそ

れにたがはぬ事を世にもあはれがりけり

拓西行上人の俗名を東鑑盛衰記等には憲清と書、作者部類に則清

など書てまち／＼なれども、台記宇治左府
頬長公記に義清と書れたるによ

るべし

台記云、康治元年三月云々西行法師來云々、余問年答曰二十五

去々年出家、抑西行者本左衛門尉義清也左衛門大夫
康清子、以重代勇士

仕法皇、自俗時入心於仏道家、當年若心無惑遂以遁世人美歎之也

百練抄云、保延六年十月十五日西行法師出家二十三

爰に二十三歳と書たるは台記と符合す、しかし上人は元永

元戊戌年の出生にして、建久元年七十三歳にして寂せり

し被下度候

山家集
西行法師 云

花のうたあまたよみけるに

ねがはくは花のもとにて春死なむそのきさらぎのもちづき
のころ

仏にはさくらの花をたてまつれ我のちの世を人とぶらはゞ

13 北野参詣の記

寛政六寅五月廿五日桃下嘉山同道、北野に詣、宮守林静坊は嘉山
の縁家なれば、立より庭上の名松を見る、此朝日野資枝卿御入に
て御歌御染筆ありしを拝す、うちに天満宮の神詠とて世につた
ふ、心だに誠の道に御詠を染筆あり

心だに誠に道に叫ひなば——

如此まことのを誠にと遊ばされ、靈元院法皇御所宸翰にかくある
よし自筆に遊ばされたり、有難き心の事也

14 養老館路産より浪花如棗亭へ問答書
(カ) 養老館路産より浪花如棗亭へ問答の写

寄五行恋

胸の火のもゆるおもひも秋風やかく迄にきの替るものかは

寄十二支恋

虎は何千里通ふも厭はしなふられて戻る一あしそうき

右は只寄火寄虎にて五行十二支のうたにはならざる段御尤に
候、しかし五行不残又は十二支不残は読得がたかるべし、さ
あれば難題なるべきか、はた詠おほせやう御座有べきや御示

栗洞返書

題の書やうあしへ、かやうに十一支の中席計ならば題十一支
の歌よみし中と題に書てよろしかるべし、寄十二支とあり
ては十二支を詠べき歟、五行同じ、寄五行恋となれば
木木しやうな土氣はなれぬみづからを火に入る迄とはかたいかねご
と

面白からず候へどもかやうのものにて候、当地宗匠達被致候
は、一巻の歌石印を以五十点百点など被致候事に候、亡師万
英も近比詠誦めきて氣之毒と申ながら如此御座候、はた先巻
のうた甲乙付候へば卅点位百点位可分歟に御座候、是も故柳
翁の御風委細御示被下度候

答

御尋御尤にぞんじ侍る也、右の趣柳門には一向無之事、板行
などになして摺ものがましき事、名を付侍るとても栗里是を
くりさとゝは言はずりつり、又は栗村などくりむらとよみに
て呼事、是等はいかいかましく侍るとしてかたく不好ことゝな
ん仰られ侍る、都て俳諧がましき歌の道にはそむけ侍るとふ
かくなげかはしく申伝へられ侍る也、然らば石印にて難点が
ましき事かりにも可有事にあらず、ひなぶり歌といへども同
じ八雲の道なれば、一首をよむともいやしき言つかひ落首
めきたる事ゆめ／＼あるまじき事、恐るべし／＼、木端社中
其教をふかくつゝしみ両節の詠とりかはし侍るといへども、

板行になして摺ものがましきてい互にいましめたしなみ申候、猶一首のよしあは点の長短にて御覽可被成候、又賞美のことばは

珍重々々 珍重 殊宜 宜

たならす きこゆ

其外折にふれては、おもしろく又は甘吟甘心などわたくしの賞美も御座候、先はしめにしるし侍る珍重々々是大極上の賞美と可被思召候、なをはじめるせしごとく一首よむとてもいやしき詞不好事に侍る、御存可有御座侍れども由縁斎教のうたに

狂歌とは箱の小袖に纏帶をこゝろにしめてときつゆるめつ又由縁斎をしへに

連歌は七字をかけて下に綾の小袖を着申候様に仕候、狂歌は紙子にしきの裏を付候、おほかたの人の狂歌布子にあかねもめんうらに候是も御存にて可有御座候へ共、面白候まゝ序ながら書るし申候、此一紙は栗柯亭所持也

15 飯尾彦六左衛門尉常房詠歌（略）
16 和名名物

和名鈔

鐸 都美波 劍ノ鼻也

愚案、今いふつばはつるぎはなの略歟

鮫魚 波里万知

鰐 美

鯉属也

同、今いふみごひ歟

石陰子

漢語抄云甲殻加世

同、□□□あはひらだおかかせよけんといふ加せは此物歟、和名此次に靈廟子宇仁あり、奥州にてうにをがぜといへり、同物歟

尨蹄子

崔禹錫食經云、尨蹄子和名勢貌似犬蹄而附石生者也、兼名苑注云、石花花或作華二三月皆紫舒花附石而生、故以名之

愚案、万葉のいふせくもあるかのせに石花と書、此物なるべし、又富士のすそに石花海あり

寄居子

同、今がうなといふはかにみなの転語乎

胡黎

木恵無波蜻蛉之小而黃也

赤卒

阿加恵無波蜻蛉小而赤也

愚案、ゑんは古名にして、今やんまといふは此転せる成るべ

し

17 まなこ庄司

契沖川社に云、まなむすめは万葉に愛子をまなことよめれば愛娘也と云々

紀州日高道成寺の鐘の縁起まなこ庄司といふ名は此語より思ひよりて名づけたるにや

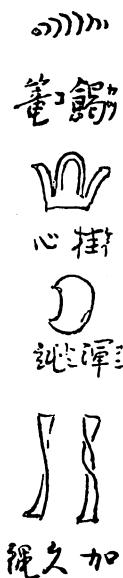
高業抄第五

1 平維章の東海談に

平維章 東海談

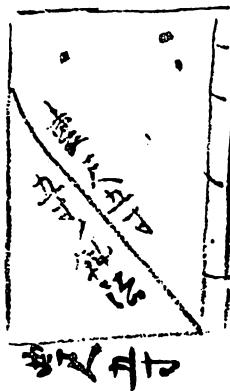
南畠叢書

昔の千萬子は江家次第に見えたり、砂糖は後渡りし物なれば今は書物の三分の一、横は六分一なり、書物に限らず縦横ある箱なども、裏表の尺にて同寸にすれば格好よし



南畠別志

3 おどろのかみ他の解



方五寸の斜法は裏尺
五寸なり、則書物の
たて也

かしらにはおどろの髪をいたゞけどしもと見るにぞ身はひえに
といふ歌は笞杖の罪の事をいへり、笞杖は荆楚にてつくるゆへ、
おどろといへるなるべし

愚按、此意は老人の罪に坐しける時の歌にて、おどろのかみ
とは白髪の乱れたるをいひたるまでて、荆楚の箒は少しう
がちたる歟、只笞杖を罰と見ると云意のみ歟

巡礼行人などのきたる物は衰絰の遺制なり、父母の菩提のために
喪服の内に観音大日を礼せるゆへに衰絰を着たりしが、後には喪
礼に亡びて観音大日を礼する服となれり、御ゆつりといふは猿の
字をよみ違へたるべし

2 書籍の寸法

小窗間語 東武鈴木忠侯著

書籍の寸法は横曲尺にて六寸ならば縦は曲尺の裏の尺にて六寸に

すべし、縦横ともにうらおもての尺にて同寸にすべし、外題は縦
は書物の三分の一、横は六分一なり、書物に限らず縦横ある箱な
ども、裏表の尺にて同寸にすれば格好よし

三井高業学芸資料

愚按、これは笈摺のこと成るべし、此説もいかゞ也
めでたくは愛すべきなり、かたじけなくはかたんするけもなきな
り

愚按、かたじけなきはかたじけなと計もいひて、なきは無の
字の意にあらず

俗語に七里けんばい、又けんはいをふるなど云事有、見敗と書
く、見敗見敗家といふ咒文あり、惡魔を遠ざくる文なり

愚按、もしや七里結界か、今大和万歳のうたふ詞に七里けつ
かいといふことあり

4 伊藤長胤著制度通に（略）

5 諸国大橋間数

諸国大橋間数

武州	兩國橋	凡六拾六間	永代橋	凡百拾間
勢州	凡百間		吾妻橋	
三州	新大橋	凡武百八間	吉田橋	凡百廿間
江州	桑名大橋	凡百六拾間		
尾州	瀬田橋	凡九拾六間		
	枇杷鳴橋	凡八拾五間		

城州	宇治橋	凡八拾三間五尺五寸	豊後橋	凡百拾間
	三条橋	凡六拾七間	五条橋	凡七拾四間
	淀大橋	凡百三拾七間	同小橋	凡七拾間壹尺五寸
	泉州堺		天神橋	凡百拾七間
	難波橋	凡百三拾三間	天満橋	凡百拾七間
防州	大和橋	凡百間	錦帶橋	凡百丈と云
阿州	介任橋	凡七拾間余		
		嘉栗云、此外猶奥州南部北上川盛岡舟橋		
		凡廿五六艘		
		越中舟見相元ノ棧橋		
		川部		
		越前白鬼女川舟橋、以鉄環繫、		
		同福居ノ橋		
		半板橋半土橋		
		越中富山神通川舟橋		
		凡百艘以鉄環繫		
6	古跡古跡並のこと			
	一古跡と云は寛永八末年迄を云			
	一又古跡並と云は寛永八末年より元禄四末年迄を云			
	一又元禄四末年已後にても古跡並に被仰付候事も有之、前々寺院			
	有之節先住之墓二三代も有之歟、若統墓無之候共其節之過去帳			

杯有之、本末之訳慥に候得は、今述も古跡並之願相立候事也

一諸木一年に五分つゝ太く成もの也、五尺廻りも有之木多き所は九拾年程之地也、壹尺周囲之木は廿年位之木也、乍去土地に寄、違有之もの也

7 祖徳鈴録に（略）

寐之藥方、秘結ノ藥方（略）

日夏重高兵馬茶話抄出九条（略）

曾ろり狂歌咄に（略）

俗語の仮字（略）

太平御覽に（略）

井蛙抄に（略）

14 摂陽群談に（節出）

唐船のはしふねを杉板といふ、又小説に遊里の老婆を老杉板といふ、吾國の引ふね、新艘など、ふねによせしも似通ひたり

15 蘆分船抄（略）

東武にて巫女をいちこといふは

東武にて巫女をいちこといふは東鑑卷一治承五年七月八日壬午浅草大工参上之間被始ニ若呑嘗作、先奉レ遷神魅於仮殿武衛參給、相模國大庭御厨^テ房一古娘依レ召參上奉ニ行遷宮事ニ云々下略

此一古のことよりいでのならばしたる歟
京浪花にていちどのといふも同じ意歟

18 17 東鑑第九抄（略）
伊勢国松崎盆踊歌、奥州南部えんぶりのこと

伊勢国松崎の盆踊の小うたに

つくつかこくたづねたれども桜子にはまだ逢はぬ

といふ唱歌あり、案するに、かの謡の桜川に日向の國のもの桜子といふ子を勾引され狂女となりて常陸までくだりしことをいふか、つかこくは九箇国ノ音をあやまれる成るべし
奥州南部に正月十四五六日大勢あつまり、内一人立烏帽子を着、椅を着、羽折にて藤九郎盛長とて、家々に入りて杖に鳴子を持てうたをうたふと、家々より錢を遣し領主よりも錢を遣はざる、これをえんぶりといふ、一番に領主台所へ入
これはいかなることともしらず可考

20 古今武家禁秘錄に（略）
小柴垣（略）

高業抄第六

1 かぶらぬ

參宮名所圖会四

堤世古

大間国生神社

上略大若子命ハ一名大幡主命、乙若子命ハ一名加夫良居命と云、度会氏林宜の祖なり、大間広町の左の森ニ有

愚按、津の国有馬郡山田村かぶらる寺ありて、蕪射或は蕪来ともさまぐに書て、浮屠の説に聖德太子夷賊にかぶら天射

玉ひし矢こゝにありなどをまうけたれ、所詮は此加夫良居命を祭りし旧地なるべし

2 万里小路の訓

柳馬場の本名万里小路と書て、までの小路といふ、万里をまでとよむこと心得がたし、もしや里の字、呈の字にて万呈小路を誤り書伝べしにや

3 鉢の木のうすい川

鉢木の謡曲に、すみの衣のうすい川くたす箇の板鼻やとうたふ、今板鼻のほとりに碓氷川といふ川見えず、案るに上州(マニ)からす川といふあり、これうたがふらくは碓氷川を後世好事のもの烏水などゝ書しを、猶あやまりてからす川と唱へ謬りたるなるべし

4 トチメンホウ 稽老山 中将姫

水戸史館珍書考に、或問、世ノ俗のものゝ間敷事をトチメンホウフルと云事、いつれの書にわけ有るや如何
信答、此事成程出所あり、酉陽雑俎卷七紙廿四枚目に趙王ト言もの吳都之市の賑なる閻敷所にうろたへ来て言ふ様、東市迷方西市失途ト有、是より出たる世話なり、故にトチメンホウト云は誤り、トシメイホウと言ふべし
嘉栗案、此事左もあらんか、しかし或人の話に山家にて橡の実を粉にして麵にうちて喰ふに、甚粘氣なきものゆへ、その棒にて打に手はしくせざれば千破できるゝゆへ、棒をぶることせはし、此故に世話しき事を橡麵棒ヲフルと云と云へり、これも又聞えたり

同 或問、斑女の謡に、稽老の山といふ事、異国にも有る山にや
答、此稽老山の事は大方不知、日本の稽老山は江州鏡山をいふ、朝鮮筆記卷十二紙六十枚目に見えたり、昔朝鮮の客來朝して鏡山に上り臨漳県の稽老山に髪拂と云へり、是より稽老山とも云へり、異国の稽老山は朝鮮の都を去る事百二十里と云へり、昔稽老仙と云者隠遁したる山なる故、稽老山と云と彼書の註に見えたり、謡の抄などには鵝籠山と云り、可笑事也

嘉栗案、鏡山を稽老山といふ事いぶかし、鵝籠山と書てトコノ山といふ和訓にて則犬上のとこの山なるいさや川とよみし所なり、犬上郡也、又美濃といふ説も

同 或問、日本中将姫の事いつぞや先生中将姫の文字には非すと

仰られし、此事皆世間古今中将姫と覚侍る如何
答、横秋豊成の女を皆中将姫と書り、大なる誤也、中乘姫と書べし、如何となれば此女幼時より仏法に帰著して三藏の要教を聞熟し、少年の比律戒を持ち仏乗の下に乘円覺のしめしを悟りて、後に中乘上檀の法門に眼を見開て一鉢衣を中觀の枢紐に請たるほどの法尼也、自我身を許して中乘尼と云へる事、扶桑觀志卷七紙廿七枚目に見へたり、世人是を知らずして中将姫といへり、又日本の旧史を見ると此女中将の官に任せられた事曾以なし、下品下乘中品中乘上品上乗の事委く三昧經等に見へたり

嘉栗案、中将姫の事さだかにしりがたし、尤釈氏の説には後にまうけたる語多し、いかに幼より仏教にかたぶくとも始よりかくは名つくまじ、中乘の意味を悟りてのちにこそ中乘尼

ともつくべし、さればはじめの名なくてはあらじ、又旧史に此女中将の官に任じたる事なしとはいかゞの説也、女を中将に任ずる事さらになし、中将姫などいふはその父の官によりて名づくる事にて、豊成中将の「此女内にめされて中将姫など名づけ給ひしが、世に伝ふ繼母の纏雲雀山の事など多くはのちにまうけたる説にて、仏説に附会したるつくりものがたり、すでに雲雀山といふ名、和州紀州両所にありていづれともさだかならず、猶考へし

8 日域行脚記といふ書

日域行脚記と云書、豊前宇佐の刃の僧の記也、中津逗留中に見る、諸国を巡りて色々書記して俗書ながら中に奥州平泉の所に云

上略中尊寺其外礎石計也、石ノ窖ノ中ニ清衡基衡或秀衡等ノ変ノ御靈室アリ、元禄十二年ニ中尊寺普請之時トカヤ、秀衡一ゾク死ガイ其外色々ホリ出ス、先ツ佐藤入道清衡ノ龕長六尺横三尺白アヤニテ巻キ黒塗リ死ガイハ常ノ人ヨリ黒ク見エケリ、棺ノ内ニ勧金折ノ大小アリ、其外色々歌ナドアリ、元衡基カノ屍白装束棺ニテ巻キ黒塗錦ノヒタ、レハカマアリ、棺ハ右同断、秀衡ノ棺布巻キ朱塗錦ノ直垂袴アリ、棺長サ同断、基衡ノ棺ノ内ニタバコボンアリ、板ハ朱塗、清衡ノエモノノ内ニ鎮守府將軍ノ御判并御状共アリ、文治五年ノ事也、泉三郎首アリ、箱ノ内二尺四方黒塗也、文治五年ヨリ元禄十二迄五百十五年ニ当ル也、此書付ハ元禄十二年十月廿日ニ平泉州中尊寺ヨリ時ノ寺社奉行大河内源太夫殿

ニ指上ル写也、疑モナキコト也、下略

嘉栗云、これは宝永七寅より六年かゝりて巡国せし僧即性と云者也、基衡棺中タバコボンはめづらし、いかゞのものにや

京七月十六日送り火のコト吉臨

京七月十六日送り火のこと

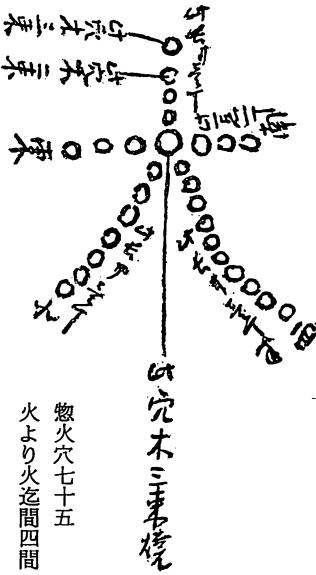
二条御城より五拾丁 城州愛郡淨土寺山

一大文字

割木四貫目束八十束

但割木銀閣寺より燈之
淨土寺村より燈之

人数五拾人



一法

同東 松ヶ崎上之山

各五十間四方、人数両方にて八十人	割木五十束	同七十町 同国同郡北嵯峨村
同一里半 同国同郡西加茂郷明顯堂山	一文字 長尾山 式ヶ所	一一文字 靈山 式ヶ所
一船 船先より舡迄式町 西加茂郷より焼之	武町半、あさ木松明八拾抱	北嵯峨村より燈
割木五十束	人数二十五人	同五十町 同国同郡池裏村遍照山
一鳥居	同七十町 同国葛野郡仙翁寺村鳥の本山	一町半、あさ木松明六十抱
壱町四方、割木八十束	仙翁寺村より燈	池裏村より燈
人数四十五人	一一文字	人数二十人
右は愛宕山神事にて不淨を退候由、送り火にては無之候	已上	同三十町 同国同郡北嵯峨村
同式拾五町 同国愛宕郡大北山村鹿苑山	7 住吉宝の市、合邦ヶ辻、下鴨坊が死のこと	長尾山 式ヶ所
一左大文字	一九月十三日住吉宝の市とて人々群集しあへり、或人云、これは	北嵯峨村より燈
三十五間四方、木数七拾束	宝の市にはあらじ、田刈の市なり、その故は夏御田植の神事ありて乳守の遊女是を務む、田植あれば田刈なくてはあらじを宝と唱へ誤りたるなるべしといへり、さもあらんかし、是につけても合邦が辻の名色々難説あれどもひとつも信じがたし、こゝに住吉勝間の笹岡氏栗圃は予同門の懇友なるが、所に住なれていへる事有、住吉に玉出の岸、玉出の神事等のことにて玉出の里など考へ合せたる事どもありて、玉出実記といふものをめりり、今徳間村などは昔は海中にてありしよし、これによりて愚考ふるに玉の寄りし浦ゆへにもろこしの合浦に比してそのほとりを後世街道と成りても合浦か辻といひしか、奥州に津軽かつほふ外か浜といへるは、ふるく俗の口称にして、かつほうといふこと心得たる人なし、是も津軽の今舍利浜といへるは今に	靈山 式ヶ所
一広筋	鳴滝村より燈	同三十町 同国同郡福王寺村まとろ山
壱町半、木數十束	福王寺村より燈	一長刀
人数拾五人		壱町半、木數十束
同三十町 同国同郡福王寺村まとろ山		人数拾五人

同七十町 同国同郡北嵯峨村
 長尾山 式ヶ所
 北嵯峨村より燈

一一文字 靈山 式ヶ所

武町半、あさ木松明八拾抱

人数二十五人

同五十町 同国同郡池裏村遍照山
 一町半、あさ木松明六十抱
 池裏村より燈

池裏村より燈

人数二十人

同三十町 同国同郡北嵯峨村
 長尾山 式ヶ所

北嵯峨村より燈

7 住吉宝の市、合邦ヶ辻、下鴨坊が死のこと

一九月十三日住吉宝の市とて人々群集しあへり、或人云、これは宝の市にはあらじ、田刈の市なり、その故は夏御田植の神事ありて乳守の遊女是を務む、田植あれば田刈なくてはあらじを宝と唱へ誤りたるなるべしといへり、さもあらんかし、是につけても合邦が辻の名色々難説あれどもひとつも信じがたし、こゝに住吉勝間の笹岡氏栗圃は予同門の懇友なるが、所に住なれていへる事有、住吉に玉出の岸、玉出の神事等のことにて玉出の里など考へ合せたる事どもありて、玉出実記といふものをめりり、今徳間村などは昔は海中にてありしよし、これによりて愚考ふるに玉の寄りし浦ゆへにもろこしの合浦に比してそのほとりを後世街道と成りても合浦か辻といひしか、奥州に津軽かつほふ外か浜といへるは、ふるく俗の口称にして、かつほうといふこと心得たる人なし、是も津軽の今舍利浜といへるは今に

玉石を出せば、同じく合浦なるべし。志摩國おふの浦のふるく

桜麻の芽生の浦とよみたれども、志摩もとは伊勢とひとつにして、いせの海清き渚のたま／＼もなどいひつたへ、今もいせ真

珠とて玉をいだせば、恐らくはこれもあふの浦合浦の訓にてはなきやとぞ思はる。

われ下鴨にかり居しける所の名を坊が死といふ、いかなる訳にやと里人によへば、昔法然上人洛にて法談ありしに、毎日異人來りて聴聞しけるを、上人只人ならじと思ひ若僧をつけてかの帰る跡に隨はしめたるに、此ほとりにて異人ふりかへり見ければ、若僧そのまゝ倒れ死しける、是はかもの明神にておはしけるが、その神罰にあたり死せしよりかく所の名とせりといへり、心得がたき事に思ひて考ぶるに、これは古へ鴨川満水の時は禁庭より防鴨河使をつかはされ修理せしめ玉ふ、その防鴨河使の官舎についてもありし所ならんを、坊か死とわけもなく謬り来れり、防鴨河使を鴨の字をよまで、ばうがしと唱ふるは雅言のよみくせなり

8 日野資枝卿染筆貞柳翁画像譜（略）
9 故実類聚に（略）

高業抄解題

こゝに抄出紹介した『高業抄』は、例言に略記した通り、三井高業自筆の隨筆稿本で、三井高陽氏の所蔵にかかる。全六冊、各冊の丁数は第一一七〇丁第二一三三丁、第三一三二丁、第四一三二丁、第五一五二丁、第六一一一丁である。

その内容は、読書のさいに備考のために書き抜いたものが最も多く、あとに「愚案」として筆者の感想や意見を書き添えている場合が少くない。そのような諸書の引用の間に、時々の見聞や思うところを書きつけた隨想が挿入されて、本書を構成している。

本書を通じて第一に印象づけられるのは、筆者の博覧である。その読書範囲は漢籍に乏しく、ほとんど和書に限られていたようであるが、六国史から中世の日記・詩歌・紀行、当代の隨筆類にいたるまで相当の拡がりを示していたと覚しく、本書の引用書だけでも七十種を超える。筆者の蔵書目録が伝えられていないけれども、かなりの蒐書家であったことと推察されるし、家業の傍らそれだけの読書量をこなしたのは、相当の勉強家であったことが想われる。

諸書からの抄出を通じて親われる筆者の関心の幅は広いが、惚じて故実・故事についての考証的な興味に貫かれているといつてよい。第四冊13にみえる西行の歿年を古來の通説であった建久九年（一一九八）説を排して建久元年（一一九〇）と確認した考証

(現在これが定説となつてゐる)は、その全文を高業のものと断定できるかどうか疑問の余地が若干あるけれども、考証家としての力量を窺うに足るものである。

高業がとくにコトバの原義と意味の変化に強い関心を懷いていたことも注目される。別に紹介する予定の筆者の書簡によると、筆者は本居宣長の存在をその門人である同苗三井高陰を通じて知つたけれども、加茂真渕の著作とともに彼の読書範囲に入つていた形跡がなく、契沖の著書をよく読んでおり、それ以前の古典注釈書にも手を延している。そして、それら在来の注釈の上に、方言として現に各地で使われている民俗としてのコトバの使用例を重ね合わせて、新しい解釈を試みているところに、筆者の特色があると思われる。

古語の解釈に民俗としてのコトバを援用することは宣長の注釈学の特徴と認められているが、そうした手法が必ずしも宣長の独創でなかったことを、本書は示している。その場合、本書の筆者の方言に関する知識が、伴蒿蹊や百井塘雨などの紀行に負うところが少くない反面、自らの旅中の採訪によるものが多い点は、とくに注目に値するであろう。因みに百井塘雨は京都の富商万屋の出で、近江八幡の豪商伴家(家号伴伝)の蒿蹊はその師にあたる。高業が蒿蹊と直接の交友を結んでいた証拠は今のところ見当らないが、塘雨と極めて親しい関係にあつたことは『笈埃隨筆』(日本隨筆大成第二期一二巻所収)に高業の書入れが多數挿入されていることによつても明らかである。

高業は、墓誌に「山水の癖あり」と書かれているように、蒿蹊や塘雨に劣らぬ旅行家であった。もともと三井家の当主たちは営業店での勤務が家則によって義務づけられていたので、自由に旅行することは許されなかつたが、高業は京都と江戸とを往復する機会を利用して、伊勢を廻り、北国路を通り、また木曾路を経るなどして極力足を延したほか、とくに天明元年(一七八一)に長崎、寛政一〇年(一七九八)に豊前・豊後へ旅するなど、その足跡を印した土地は広く、そのたびに旅行記を残している。そうした彼の旅が単なる金持の物見遊山でなく、先き生きの生活や民俗に注意ぶかい関心をよせたものであつたからこそ、古語の解釈に役立ちえたのであつたし、また奥州白石領の百姓娘による侍への敵討を素材とするあの幕太平記白石斬の劇作へもつらなつたのである。

このような古典や民俗への関心は、彼に国学者に一脈通ずるような意識を懐かせていたようみえる。例えば、徳川將軍を国王と称すべしとする太宰春台の『經濟錄』の説に対する批判(一一一四)などに、その一端があらわれている。もとより当代屈指の御用商人であつたから、きわだつた体制批判の眼をもつていたわけではないが、既存の権威から相対的に自由な立場でものを見、ものを語つていたことは、本書中の隨想部分の文章によくあらわれており、その意味でいえば、本書は江戸時代後半の商業ブルジョアジーの意識をうかがうための一資料である。

高業の遺作のうちに『つらつら反古』と題する隨筆のあつたこ

とが、後掲する皆川淇園撰文の墓誌にみえている。永くその所在の知れなかつたこの書は、自筆の稿本が後裔三井高陽氏の手で発見されたが、それは専ら本書の中から隨想部分の一部を摘出して一巻としたものであった。もともと、別の一巻とするに当つて、各項目の書き出しを「つらつら思ふ」の一句を加えて揃えるなど、文章の体裁を整えたり、表現に加筆、訂正をほどこすなど、若干の手が加えられてはいるが、本書中には一つも含まれていない。このたびの抄録に*印を付した項目が『つらつら反古』に採録された部分である。

本書の執筆は、年次記載のある限りでいって安永二年（一七七三）、高業二十七歳から始められている。そして第六冊の8に、豊後中津に逗留中に見た『日域行脚記』なる宇佐の僧の紀行を引用しており、これは寛政一〇年（一七九八）の九州旅行中のことであるから、少くとも死の前年まで、およそ二十五年の永きにわたり書き継がれたものである。そして本書からの『つらつら反古』への摘録は第三冊までのなかで行なわれていて、第三冊の執筆は寛政初年にかかると認められるので、「つらつら反古」の編成され當時も、ほどその頃と推測される。

本書には、筆者が接觸をもつた学者・文人に関する記事が随所に散見する。とくに若年のころの師であった世継井斎（謙溪）についての「歿後の記」（一一七）は、『平安人物志』などで僅かにその名を伝えられ、またその短冊が蒐集家に愛蔵されるにすぎなかつたこの文人肌の儒者の片鱗を伝える貴重な資料である。また

「高登子詠草奥書」（一一三）は、年長の同苗で次男家の第三代当主であった三井高登の詠草に加えられた宮部義正（三藻、高崎侯の家臣で冷泉為村門下の歌人。寛政四年歿）と小沢蘆庵（玄中）の評を写したものである。高登は子竜と号して、主として服部南郭系統の儒者たちと広く交り、また和歌をたしなんだ三井家中での文雅の先輩である。その高登が和歌を蘆庵に学び、その添削をうけた作品を義正に見てもらっていたことが知られるが、蘆庵といえば三井家の子女に与えた破門状が古くから公にされている。その子女というのが高登の娘たちであって、彼女らに宛てた蘆庵の書簡も何通か伝えられている。後年そのようなトラブルを生じた蘆庵と三井家であったが、自分の添削した高登の詠草に加えられた義正の評言をみて書いたこの奥書は、蘆庵の人と歌論を知る上に好個の資料ということができる。

なお高登と並んで高業にとって先輩の同苗文人に、四男家の当主三井高興がおり、片岡朱陵（肥後侯儒臣）・波井太室（佐倉侯儒臣）に儒学を学んでいた。高業もまた朱陵に学んだことが門人嘉声が書いた『仙景亭嘉栗行状略』によつて知られるが、本書には朱陵に関する記事が見えていない。一方太室に関しては、その著『襍識志』からの書抜きがあるほか（一一四）、高業が太室の依頼に応じて女帝の御衣のことを調べた記事もみえる（一一三）。そしてこの調査を仲介した神服譲州なる人物は、本書中にその名が散見し、高業に藏書を貸したり（一一四）、鞍馬へ同行したり（一一三）したことが本書にみえている。この神服譲岐守は蚕

ノ社として知られる洛西木島神社の神職であった。いまその伝を詳にしないが、木島社は呉服商を本業とする三井家が正徳三年（一七一三）に当時新町三井家の奉公人であった江尾市兵衛とい

う者に同社の神職株を買わせて神服日向守宗夷と改名させ、再興を援助するとともに、宝曆二年（一七五二）に三井家の先祖をまつる顯名靈社を境内に祠つて祈願所としたところである。神服譲州は日向守宗夷の後である。

そのほか、本書中に散見する狂歌々人に關する多くの記事も、未開拓の上方狂歌史の資料として役立つものと思われる。

終りに、本書の料紙について付記しておく。富豪の手稿であるから、原本の用紙はさぞ立派なものが使われていると想像されるかも知れぬが、実は大部分が反古の裏を利用した、粗末なものである。そのうち最も多いのは、来状の包紙を利用したものであり、ほかに狂歌集『通題各詠嘉栗集』の草稿や、淨瑠璃台本の裏を利用した分もあって、白紙の使用はほんの僅かである。高業が本書の「世に費といふ事は」（二一四）「昔の貧乏と今の貧乏」と（二一四）などの項で展開している貧富、浪費などについての論説は、決して空論ではなかったのであり、若くして遊里・劇場に遊んだと自ら語っている著者の実像が、その生涯を通じて一個の篤実な営業者、生活者であったことを、端的に物語っているのである。

付記 この抄出に當つて原本を貸与して下さった三井高陽氏に感謝する。解題は抄録原稿の校合にあたつた今井典子氏が

在職中に作つていた詳細なメモを素材として中井信彦が記した。

付録 三井高業墓志（大阪市生玉西方寺所在）

居士諱高業、字公勤、姓藤原、其先曰大職公右馬助信生、御堂閑白道長五世之孫也、領采地於近江滋賀郡三井之邑、至孫正三位右衛門督定臣、始以三井為家号、其裔孫三井宗慶諱高博居士之父也、母三井宗清之女也、居士兄高邦、称次郎右衛門、後改称八郎次郎、居士以延享四年丁卯正月七日生、幼名曰長次郎、後改称八五郎、又称次郎右衛門、高邦以安永七年戊戌三月廿九日歿、無子、因以居士為嗣、明和九年壬辰七月十九日、乃繼承管大府飛幣務職事、娶長井九郎右衛門高子之女、先歿、葬于衣笠山下等持院、生女、長曰峯、次曰駒、早夭、男曰虎之助、亦夭明四年甲辰十月、讓職於庶出長五郎高英、而身携妻子、退寓于其族家原氏之家、於是養同族安之允政董之男安之助政昭為公子、以女峯与之配、政昭号嘉蘭、年尚少、居士摄視其家事、因更称氏家原、改俗称以以其幼名之称長次郎、寛政八年丙辰十二月、有故徙于近江大津、九年丁巳五月、復徙于浪華江戸港、居士有才器、又自幼好読書、及成童受業於世繼井斎、井斎歿後、見波井太室、尊信之如師、平生所交多風流之士、晚年專耽本邦旧記之書、人称其博覽強記、又好戯歌、宗尚由縁翁之風、明和三年丙戌冬、遂為嘉栗柯亭木端之弟子、深究其道、号

於京油巷當押巷之里、因拆其兩巷文字也、其所詠膾炙人
口者頗多、卜居後師道大行、亦由居士鼓動之力云、遊居士之
門者亦日隆月盛、所著有熟思反古・雙岡・貞柳伝・辰市諸書、
皆已梓行、有緒言某公、大賞其書特賜之序文、有諱故闕其
名云、木端之後、其門人會集閱其遺書、其中有書、曰、嘉葉篤
志吾道者也、与任風子相並以獎之、任風子其高足四人之一
也、有栗圃子與居士交尤厚、時在其座、親見之、後以語之
於居士、悅願請一覽、門人或曰、既秘封矣、居士終身以為憾云、
居士身生豪族、而自奉如貧人、不好矜飾、恒衣布葛、不修
容貌、雖嗜酒、不好滋味、以不足為其樂、又有山水癖、
善登眺、出門必携一簣一瓢、每遇適意之境、不醉不還、有
時或手自寫其景致、是以世所称名区、蹤跡殆遍、自明和二年
乙酉秋、至於寛政十年戊午夏、所游歷計四十五國、如大和旁
野山、至于三過、其他東奥・北越・常陸・両肥・淡島・但馬・両豐、
率再游云、寛政十一年己未四月廿日、携門人嘉文・楚石・舟泝
于伏水、卒發癱瘓、輿載帰家、針灸無驗、廿四日壬子歿、年五
十三、葬于浪華生玉西方寺之後園、銘曰

富而無驕灑脫知命克復其初
保厥宗姓晚節尤高優游戲詠

寛政十一年己未七月十七日

平安 皆川愿撰并書

幕弔のあとはそのままながら夕暮淋し花の木のもと
飲つゝけ日数もひいふうみいら取そのむかひさげく